

# 韓国家庭法院(裁判所)の手続き

## ■ 家族関係登録簿訂正許可申請 ■

日本の記録と韓国の記録に相違がある場合に家庭法院の許可を得て家族関係登録簿を訂正します。

当事務所の依頼で多いケースでは、在日コリアンの方で生年月日が日本と韓国で違う場合などです。

このような場合は、名前が違うときと同様に日本と韓国において本人を同一人と認めることができませんので、パスポート申請や届出手続き、将来の帰化や相続手続等においてさまざまな困難を伴います。正しい方にどちらかの記録を訂正する必要がある、韓国の記録が間違っている場合にこの訂正許可申請をします。

### ◆ 申請者

本人と利害関係人です。

### ◆ 申請方法及び添付書類

訂正許可申請書（ハングル書式）、領事館発行の在外国民登録簿謄本、登録事項別証明書（基本証明書及び家族関係証明書等）、日本の住民票、在留カード又は特別永住者書の写し、理由書、その他疎明資料を添付しなければなりません。また、利害関係人が申請する場合は、申請者の書類のほかに事件本人についての書類もすべて必要です。日本語文書は全て韓国語翻訳文が必要です。

申請書は、本人の住所地を管轄する在外公館（大使館・領事館）へ提出します。韓国内の本人の登録基準地（日本：本籍地）を管轄する家庭法院へ直接郵送で提出することもできます。

### ◆ 在外公館の調査確認

家庭法院の許可を得ることなく、在外公館の長の調査確認のみで直接登録簿を訂正または記載できる場合があります。例えば、性別の「男」が「女」、続柄の「妹」が「弟」、親の氏名が祖父母の氏名となっている、その他当然に記録されるべき身分に関する事項が漏れている等、登録簿の記録が錯誤や記載漏れが明確に判明できる場合に限ります。

● 韓国家庭法院への申請サポートは、書類作成・翻訳・提出・問合せ対応一切を代行致します！

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで韓国家庭法院への訂正許可申請を完全サポートしています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348

(※) 『家族関係登録簿』とは

2008年1月1日に「戸籍簿」から「家族関係登録簿」へ身分公示制度が変わり、戸籍謄本から個人別に証明目的に従って5種類の証明書が発行されています。

「家族関係登録簿事項別証明書種類」

《種類》

《証明事項》

- ①基本証明書・・・・・・・・本人の出生、死亡、改名等の事項（婚姻、縁組は別途）
- ②家族関係証明書・・・・・・・・父母、配偶者、子どもまでの親族関係（三代まで）
- ③婚姻関係証明書・・・・・・・・婚姻と離婚に関する事項
- ④入養関係証明書・・・・・・・・養子縁組、離縁に関する事項
- ⑤親入養関係証明書・・・・・・・・特別養子縁組、離縁に関する事項